平成17年(行ケ)第10178号 審決取消請求事件 口頭弁論終結日 平成18年1月31日

判決

THK株式会社

同訴訟代理人弁理士 石川泰男 塩島利之 同

松野雅弘 同訴訟復代理人弁理士 同 海田浩明

被 告 特許庁長官 中嶋誠

同指定代理人 関川正志 同 小川謙 同 宮下正之 同 杉山務 小池正彦 同

主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。 2

事実及び理由

特許庁が不服2001-22732号事件について平成15年6月30日に した審決を取り消す。

争いのない事実等(証拠を掲げた事実以外は、当事者間に争いがない。)

特許庁における手続の経緯

A及び株式会社ユニーデータは、平成5年3月5日、発明の名称を「自由曲線補間法」(その後、「データ処理手段」と補正された。)とする特許出願(特願平 5-71219号,以下「本願」という。)をした(甲2)。株式会社ユニーデ タは、平成10年8月6日、株式会社ユーエスシーに対し、本願に係る特許を受け る権利の持分を譲渡し、特許庁長官にその旨の届出がされた(甲3)。A及び株式会社ユーエスシーは、平成13年9月25日、本願に係る明細書(以下「本願明細書」という。)の補正をしたが(甲6)、特許庁は、同年11月20日、本願につ

いて拒絶査定をした。 そこで、A及び株式会社ユーエスシーは、平成13年12月19日、拒絶査定 不服審判の請求をするとともに(不服2001-22732号),本願明細書の補 正をした(甲7)。Alt、平成14年9月2日、本願に係る特許を受ける権利の持分 を放棄し(甲4)、株式会社ユーエスシーは、平成15年4月7日、原告に対し、 を放案し(中4), 株式会性エーエスノーは、一成 13 44 月 7 日, 原日に対し、 上記権利の全部を譲渡し(甲5), それぞれについて特許庁長官にその旨の届出が されたことにより、原告は、本願につき出願人の地位を承継した。 特許庁は、上記審判の請求について審理した結果、平成 1 5 年 6 月 3 0 日, 「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)を

行い、その謄本は、同年7月18日、原告に送達された。

特許請求の範囲

平成13年12月19日付け手続補正後の本願明細書の請求項1の記載は,

次のとおりである(以下,この発明を「本願発明」という。)。 「【請求項1】 高速の軌跡制御手段,データ圧縮手段,あるいはアウトライ ン作成手段等に組み込まれる二次元点列補間方法を備えたデータ処理手段であっ

前記二次元点列補間方法には、二次元座標内に与えられた点列間を、 パラメータによってクロソイドセグメントを記述し、このクロソイドセグメントの パラメータを一つのクロソイドセグメントとその次のクロソイドセグメントとの継 ぎ目で両者の接線方向が一致するようにパラメータの値を決定することにより、点 列間を滑らかに補間する自由曲線補間法を用いたことを特徴とするデータ処理手 段。」

本件審決の理由

別紙審決書写しのとおりである。要するに,本願発明は,特開平4-134 571号公報(甲8,以下「引用例」という。)記載の発明(以下「引用発明」と いう。)及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたもので あるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない、というも のである。

本件審決が認定した本願発明と引用発明との一致点及び相違点は、次のとおりである。

(一致点)

データ圧縮手段に組み込まれる二次元点列補間方法を備えたデータ処理手段であって、前記二次元点列補間方法には、二次元座標内に与えられた点列間を、4つのパラメータによってクロソイドセグメントを記述し、このクロソイドセグメントとのパラメータを一つのクロソイドセグメントとその次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で両者の接線方向が一致するようにパラメータの値を決定することにより、点列間を滑らかに補間する自由曲線補間法を用いたデータ処理手段である点。(相違点)

「本原発明は、二次元点列補間方法が、データ圧縮手段以外に、「高速の軌跡制御手段、あるいはアウトライン作成手段等」に組み込まれるのに対して、引用発明は、「データ圧縮手段」に組み込まれるものである点。 第3 原告主張に係る本件審決の取消事由

本件審決は、本願発明と引用発明との一致点を誤認して相違点を看過した結果、本願発明の進歩性の判断を誤ったものであり、これらの誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、取り消されるべきである。

すなわち、本件審決は、本願発明と引用発明との対比において、「前記二次元点列補間方法には、二次元座標内に与えられた点列間を、4つのパラメータによってクロソイドセグメントを記述し、このクロソイドセグメントのパラメータを一つのクロソイドセグメントとその次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で両者の接線方向が一致するようにパラメータの値を決定することにより、点列間を滑らかに補間する自由曲線補間法を用いた」点を一致点であると誤認し、後記相違点①ないし③を看過したものである。

1 相違点①について

本願発明は、二次元座標内に与えられた点列間をクロソイドセグメントで滑らかに補間する、すなわち二次元座標内に離散的に点列が与えられ、与えられた点列から各区間の中間値を見積もるためにクロソイド曲線(クロソイドセグメント)群を作成するものである。

これに対し、引用発明は、二次元座標内に自由曲線が与えられ、与えられた自由曲線を、当該自由曲線に当てはめられるクロソイド曲線(クロソイドセグメント)群で近似し、これにより、データ圧縮を図るものであって、自由曲線上の多くの点の座標がディジタイザーにより点列データとして与えられるが、この点列データは、自由曲線に近似したクロソイドセグメントを作成するのに用いられており、点列間を補間するために用いられていない。

したがって、本願発明と引用発明とは、「本願発明が、二次元座標内に点列が与えられ、与えられた点列間をクロソイドセグメントで滑らかに補間するものであるのに対し、引用発明は、二次元座標内に自由曲線が与えられ、与えられた自由曲線をクロソイド曲線(クロソイドセグメント)群で近似するものである点」で相違する(相違点①)。

「別用発明の点列は、与えられた自由曲線をクロソイド曲線で近似するにあたり、自由曲線の縮率が一定値とみなせる区間を定めるための自由曲線上の点列であるにある。本願発明の「点列間を補間すべく、二次元座標内に与えられた点」に相らるとはいえない。また、引用例全体の記載を参酌すると、上記のように、与える方法に自由曲線に対して、これに当てはめられるクロソイド神間を利用した自由曲線図形」、「クロソイド補間による平面図形のデータ圧縮の実例」との記載があらといるように、クロソイド補間による平面図形のデータ圧縮の実例」との記載があらといるというにとはできない。なお、被告はこれでいるということはできない。なお、引用発明とこ第1号証に、4点P1~P4を厳正に通る1本のクロソイド曲線を得るようにして、引用例に、与えられた点列間をクロソイド曲線を得るようにして、引用例に、4点P1~P4を厳正に通る1本のクロソイド曲線を得るようにして、引用例に、4点P1~P4を厳正に通る1本のクロソイド曲線を得るようにして、引用例に、与えられたに引きない。

2 相違点②について

本願発明の特許請求の範囲には、「このクロソイドセグメントのパラメータを一つのクロソイドセグメントとその次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で両者の接線方向が一致するようにパラメータの値を決定する」という要件以外に、「4

つのパラメータによってクロソイドセグメントを記述」すること,「二次元座標内で与えられた点列間をクロソイドセグメントで補間する補間方法」であるという要件が規定されている。また,本願明細書の発明の詳細な説明には,「次に,与えられた点列からクロソイドパラメータを求める方法について説明する。上記図 1 において,始点 P_0 、終点 P_1 、始点における援線方向 p_0 、終点における接線方向 p_1 が与えられる」(甲2【0014】)と記載されている。さらに,四つのパラメータを求めるのには四つの条件が必要になることは,当業者の技術常識である。以上のとおりの発明の詳細な説明の記載,当業者の技術常識を参酌して,特許請求の範囲を解釈すると,本願発明の上記の要件は,始点・終点の座標,始点・終点の接線方向の四つの条件から,クロソイド曲線の四つのパラメータを求めるものと解される。

これに対して、引用発明では、非常に多い点列データから平均化された一つのクロソイドセグメントのパラメータを決定する。引用発明をより詳しく説明すると、非常に多い点の座標がディジタイザーで与えられ、これらから接線方向・曲率などを求めて、ある範囲内でこれを平均的に近似するクロソイドセグメントのパラメータを決定する。

したがって、本願発明と引用発明とは、「本願発明が、始点・終点の座標、始点・終点における接線方向が条件として与えられ、この両端の条件から一つのクロソイドセグメントのパラメータを決定するのに対し、引用発明は、非常に多い点列データから平均化された一つのクロソイドセグメントのパラメータを決定する点」で相違する(相違点②)。

3 相違点③について

本願発明では、一つのクロソイドセグメントと次のクロソイドセグメントと の継ぎ目で接線方向を一致させ、点列間を滑らかに補間している。

これに対して、引用発明では、引用例の第5図Aに示されるように、①-② 及び③-④の接続は比較的滑らかに連続した曲線であるから、各々前の接線方向の 最終値を次の区間の初期値としているが、②-③の接続は滑らかに連続していない ことから、②-③の接続点では接線方向を一致させていない。

したがって、本願発明と引用発明とは、「本願発明では、一つのクロソイドセグメントと次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で接線方向を一致させ、点列間を滑らかに補間しているのに対し、引用発明では、一つのクロソイドセグメントと次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で接線方向が一致しない場合があり、これにより滑らかに連続していない点」で相違する(相違点③)。 本願発明の特許請求の範囲中には、「点列間を滑らかに補間する」と記載さ

本願発明の特許請求の範囲中には、「点列間を滑らかに補間する」と記載されており、また、本願発明は、曲線の接線方向と曲率を連続的に変化させることによって、滑らかさを満足させながら補間を行うことを目的としている(甲2【0004】)から、継ぎ目で接線方向が一致しない部分がある引用発明が、点列間を滑らかに補間する本願発明と一致するということはできない。 第4 被告の反論

本件審決の認定判断に誤りはなく、原告の主張する取消事由には理由がない。

1 原告主張の相違点①について

確かに、引用発明のクロソイド曲線により表される値は、区切り点の間にある点列の値に対して近似したものとなるが、この近似は、補間の概念に含まれるものである。上記のような解釈は、引用例における「本発明は、クロソイド補間を「本発明は、クロソイド補間による平面図形のデータ圧縮の実例を示しており」、「同発明者と記めているである。本願発明のものはクロソイド補間による平面図形のデータ圧縮の表明のものはクロソイド補間による平面図形のデータの表明者が、引用発明のものはクロソイド補間の発明者が、引用発明のものはクロソイド補間の発明者が、引用発明のものはクロソイド補間であると認めているのであるから、原告の前記主張は、発明者、すなわち、のの方であると認めているのであるから、原告の前記主張は、発明者、神と同一の方式の方式である。また、本願発明と同一の方式を明者(A)の出願に係る乙第1号証には、4点P1~P4を厳密に通る1本のクスも「のよりない場合には、適当なによれば、与えられた点列によることできるのよりであるにした4点補間法において、パラメータを近似計を厳密に入るにした4点補間法において、パラメータを近似計を厳密に入るには、適当な記載といる。これらの記載によれば、与えられた点列間もものでなくてもよく、このような近似の場合であっても補間の概念に入るものである。

ことが明らかであり、これは当業者の技術常識といえるものである。以上のように、引用発明は、点列間をクロソイド曲線で滑らかに補間するものであり、二次元座標内に与えられた点列間をクロソイドセグメントで滑らかに補間する点で、本願発明と何ら差異はないから、この点で一致するとした本件審決の認定に誤りはない。

2 原告主張の相違点②について

本願発明に係る特許請求の範囲は、クロソイドセグメントのパラメータの値での決定にて、「このクロソイドセグメントのパラメータを一つのクロソイドセグメントとの次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で両者の接線方向が一致られ、この空標及び接線方向という四つの条件が与えられ、この四とを規定して、会にの座標及び接線方向という四つのパラメータを求める」ことを規定して、のよい。引用発明は、「クロソイド曲線は、"なめらかな連続曲線"であり、同の日間の接線方向の初期値(ϕ = C $_0$ + C $_1$ s + C $_2$ s $_1$ C $_2$ s $_1$ C $_3$ において、曲率と方向とが連続になっている。即ち、前の区間の曲率の最終値=次の区間の接線方向の初期値(ϕ = C $_1$ + 2 C $_2$ s $_1$ C $_2$ c $_3$ $_4$ C $_1$ c $_1$ c $_2$ c $_3$ $_4$ C $_3$ 可以 $_4$ 行 $_1$ c $_2$ c $_3$ $_4$ C $_3$ 可以 $_4$ 行 $_5$ C $_5$ C $_1$ と $_5$ C $_7$ C $_7$

3 原告主張の相違点③について

引用発明は、前記したように、一つのクロソイドセグメントと次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で接線方向を一致させ、点列間を滑らかに補間しているのであるから、この点で一致するとした本件審決の判断に誤りはない。原告は、一つのクロソイドセグメントと次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で接線方向が一致しない場合があると主張するが、原告が主張する、継ぎ目で接線方向が一致しない場合があると主張するが、原告が主張する、継ぎ目で接線方向が一致しない場合があると主張するが、原告が主張する、の接続点は、滑らかに接続する必要のない部分であり、この部分を接線方向を一致するように滑らかに接続すると、不自然な形状の数字「3」が得られるものとなる。原告の主張は、滑らかに補間する必要のない部分をとらえて、その不一致をいうものであって、失当である。第5 当裁判所の判断

1 原告は、本件審決が本願発明と引用発明との一致点を誤認し、相違点①ないし③を看過した旨主張する。

(1) 引用例の記載

引用例(甲8)には、以下の記載がある。

ア 「〔産業上の利用分野〕本発明は、クロソイド補間を利用した自由曲線 図形の記録方法に関し、標準文字・数字等の情報処理分野、型紙・パターン作成等 の加工分野、魚類・木の葉の形状解析・分類等の科学技術分野に適用することがで きる。」(1頁左下欄12~17行)

イ 「本発明は、上記に鑑みてなされたものであって、クロソイド曲線を用いることにより、自由曲線を描くのに必要なデータを圧縮し、データ処理の迅速化を実現することを目的とする。」(1頁右下欄14~17行)

を実現することを目的とする。」(1頁右下欄14~17行) ウ 「〔課題を解決するための手段〕本発明は上記の目的を達成するため に、曲率が曲線の長さに比例してなめらかに変化するクロソイド曲線を採用し、自 由曲線を何本かのクロソイド・セグメントで近似して、そのつながりとして表現す ることにより、曲線を記録するのに必要なデータの数を従来の方法に比べて大幅に 圧縮する自由曲線図形の記録方法を提供するものである。このクロソイド曲線は、 曲率(曲率半径の逆数)が曲線の長さに比例して変化する曲線であり、…Co、Co C2、sの4個のクロソイド・データを与えることにより、第7図に示す1本のクロソイド曲線を描くことができる」(1頁である)を描くことができる」(1頁である)

エ 「こうして記録されたクロソイド・データを用いて図形を再現させるには、別発明によるクロソイド・ジェネレータを用いることにより、正確にクロソイド軌跡を発生させることができる。」(2頁左下欄6~9行)

オー「①クロソイド・ジェネレーター例えば、XYプロッターによりクロソイド曲線を描くためには、上記した4個のクロソイド・データ(C_0 , C_1 , C_2 , s) から、XYプロッタを実際に駆動するためのデータ(クロソイド補間データ)に変換する必要がある。その方法の1つとして、コンピュータのソフトウエアによって

データを変換し、XYプロッタを駆動する方法がある。他の方法としてはデータ変換のための装置(ファームウエア或いはハードウエア)を用いて同様の動作をさせる方法もある。これらをクロソイド・ジェネレータという。本発明は、記録方法に関するものであるが、再生側に、上記の如きクロソイド・ジェネレータを用いることを前提としている。」(2頁左下欄15行~右下欄9行)

カー「②クロソイド連結図形とデータ 第2図に示した表のデータに基づいて第1図に示す曲線が描かれる。この第1図に示すクロソイド連結図形100は、8個の曲線(直線を含む)によって構成されているから、32個(4×8)のクロソイド・データが必要となる。しかしながら、この例におけるクロソイド曲線は、"なめらかな連続曲線"であり、区切り点(中間点)において、曲率と方向とが期値(かっている。即ち、前の区間の接線方向の最終値=次の区間の接線方向の初期値($C_v=C_1+2C_2s^2\to C_0$)、前の区間の曲率の最終値=次の区間の曲率の観値($C_v=C_1+2C_2s\to C_1$)となる。上記の如く、曲線の接線方向 C_0 及び曲率 C_1 をそのまま引き継げばよいから、2番目以降の区間については、 C_0 、 C_1 のデータを改めて与える必要がない。4番目の区間は直線であるから $C_2=0$ とし、データを改めて与える必要がある。しかし、3番目の曲率の最終値は0になるから、 $C_1=0$ とする必要がある。しかし、3番目の曲率の最終値は0になるから、 $C_1=0$ としてもよいが、他の場合と同様に最終値をそのまま引き継げばよい。以上により、32個のクロソイド・データのうち、18個のクロソイド・データのみ与えれば良いことになる。換言すると、なめらかな自由曲線図形の場合は、データ数をさらに減少(圧縮)させることができる。」(2頁右下欄10行~3頁左上欄18行)

キ 「第4図で示すように数字の"3"を例にとると、4本のクロソイド曲線で表示され、データ数は16個(4×4)に減少(圧縮)できる(因に点列データは39点であるから、 \times とyデータでは78個になる)。この場合、第5図Aに示すように、数字の"3"が4区間(データ数16個)に区分されている。①-2及び③-4の接続は比較的なめらかに連続した曲線であるから、各々前の最終値を次の区間の初期値とすることができる。従って、第5図Bに示すように2と4の30 についてはデータ不要となり、4データ圧縮され12データに減少される。」(3百万下欄16行~万下欄8行)

(3頁左下欄16行~右下欄8行) ク「次に、数字の"8"に対するデータ圧縮を例に取って説明する。第6 図Aは、数字の"8"の原図形であり、この数字の"8"に関しては、第6図Bに 示すように5つに区切られることになる(5本クロソイド)。しかしながら、多少 の誤差(ずれ)を許容すれば、連結図形として、前の最終値を次の初期値とする方 法を用いることにより、S字状の曲線を表現することができる。従って、第6図C に示すように3本のクロソイドに圧縮することができる。以上の如く、本実施例 クロソイド補間による平面図形のデータ圧縮の実例を示しており、この方法は、文字、数字など比較的ゆるやかなカーブを持つ図形の表現に適しており、円弧、直線 も包含できるので、幾何図形と自由曲線との共存を測ることも可能である。」(3 頁右下欄14行~4頁左上欄10行)

(2) 本願発明と引用発明との対比

ア まず、引用発明は、クロソイド補間を利用することにより、曲線を記録するのに必要なデータ数を従来の方法に比べて大幅に圧縮する自由曲線図形の記録方法を提供するものであるから(記載アないしウ)、「データ圧縮手段に組み込まれる二次元点列補間方法を備えたデータ処理手段」ということができる。

さらに、引用例の第5図Bには、数字の"3"が4本のクロソイド曲線で表された、また、同第6図Bには、数字の"8"が5本のクロソイド曲線で表された、クロソイド補間による平面データの圧縮の実例が記載されており(記載キ、

ク)、これらの場合も、上記と同様に、区切り点の列を与えられた点列とし、その点列間を四つのパラメータにより記述されたクロソイドセグメントで補間し、このクロソイドセグメントとその次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で両者の接線方向が一致するようにパラメータの値を決定しているので、滑らかに点列間を補間していることは明らかである。なお、数字"3"の場合、クロソイドセグメント②と③の間を滑らかにしていないのは、数字"3"は滑らかな曲線で表されない形状を持っている部分があることから、その部分を滑らかに補間していないものと考えるのが自然である。

したがって、引用発明は、「前記二次元点列補間方法には、二次元座標内に与えられた点列間を、4つのパラメータによってクロソイドセグメントを記述し、このクロソイドセグメントのパラメータを一つのクロソイドセグメントとその次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で両者の接線方向が一致するようにパラメータの値を決定することにより、点列間を滑らかに補間する自由曲線補間法を用いた」ものであるということができる。

ウ 以上のとおりであるから、本願発明と引用発明とは、「データ圧縮手段に組み込まれる二次元点列補間方法を備えたデータ処理手段であって、前記二次元点列補間方法には、二次元座標内に与えられた点列間を、4つのパラメータによってクロソイドセグメントを記述し、このクロソイドセグメントのパラメータを一つのクロソイドセグメントとその次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で両者の接線方向が一致するようにパラメータの値を決定することにより、点列間を滑らかに補間する自由曲線補間法を用いたデータ処理手段」である点で一致すると認められ、これと同旨の本件審決の認定に誤りはない。

(3) 原告主張の相違点①について

原告は、まず、本願発明が、二次元座標内に点列が与えられ、与えられた点列間をクロソイドセグメントで滑らかに補間するものであるのに対し、引用発明は、二次元座標内に自由曲線が与えられ、与えられた自由曲線をクロソイド曲線 (クロソイドセグメント) 群で近似するものである点で相違する旨主張する。

では、「リータの圧縮に関して、「与えられた任意の曲線をクロソイド曲線により表現するには、曲線の縮率を求め、該縮率が一定値と見なせる幾つかの区間に分ければよい。以下にその手順を説明する。(a)ディジタイザーにより、曲線(図形の輪郭)の点列データ(xとy座標)をコンピュータに取り込む。(b)次に、下記の式に従って各線分の方向の差分 Δ と線分の長さ Δ sより曲を C v を求める(第3図参照)。…(c)曲線の長さsに対して曲率 C v をプロットして表示(CRT表示)する(第4図参照)。…(d)次に、各区間毎に最小自乗法により、ばらついたデータを直線(1次式)で表示する(クロソイド・セグメント)。第4図に示すように、この直線の傾きが縮率 C u になる。また、各直線の最初の出り、ばらついたデータを直線(1次式)で表示する(クロソイド・セグメント)間に適当に定める。」(甲8・3頁左上欄20行~左下欄15行)との記載があるから、引用例には、データの圧縮、記録の場面について、二次元座標内に自由曲線が与えられ、与えられた自由曲線をクロソイド曲線(クロソイドセグメント)群で近似するという発明が記載されているということができる。

しかしながら、同時に、引用例には、圧縮、記録されたデータの再生に関して、二次元座標内に点列が与えられ、与えられた点列間をクロソイドセグメントで滑らかに補間するという発明が記載されていることは、前記のとおりであるから、この点を本願発明と引用発明との一致点として認定したことに何ら誤りはなく、原告の上記主張は採用できない。

なお、原告は、引用発明の点列は、与えられた自由曲線をクロソイド曲線で近似するにあたり、自由曲線の縮率が一定値とみなせる区間を定めるための自由曲線上の点列であり、本願発明の「点列間を補間すべく、二次元座標内に与えられた点」に相当するとはいえない旨主張する。しかしながら、データの圧縮、記録の場面においては、引用例記載の点列は、与えられた自由曲線をクロソイド曲線で近似するにあたり、自由曲線の縮率が一定値とみなせる区間を定めるための自由曲線上の点列であるといえるとしても、圧縮、記録されたデータの再生の場面についてみれば、引用発明の点列は、「点列間を補間すべく、二次元座標内に与えられた点」に相当することは前記のとおりである。

また、原告は、引用例には、与えられた自由曲線に対して、これに当てはめられるクロソイドセグメントを作成する方法が記載されているから、「クロソイド補間を利用した自由曲線図形」、「クロソイド補間による平面図形のデータ圧縮

の実例」との記載があるからといって、「与えられた点列間をクロソイドセグメントで滑らかに補間する自由曲線補間方法」が開示されているということはできない旨主張する。しかしながら、一つの刊行物に複数の発明が記載されていることはいうまでもなくしばしばあることであり、現に、本件においても、引用例には、データの圧縮、記録に関する発明のみならず、圧縮、記録されたデータの再生に関する発明も記載されていることは前記のとおりである。したがって、引用例に、与えられた自由曲線に対して、これに当てはめられるクロソイドセグメントを作成する方はが記載されているからといって、それ故に、引用例に「与えられた点列間をクロソイドセグメントで滑らかに補間する自由曲線補間方法」が開示されていないということができないことは明らかである。

(4) 原告主張の相違点②について

また、原告は、発明の詳細な説明の記載、当業者の技術常識を参酌して、特許請求の範囲を解釈すると、本願発明が、始点・終点の座標、始点・終点における接線方向が条件として与えられ、この両端の条件から一つのクロソイドセグメントのパラメータを決定するのに対し、引用発明は、非常に多い点列データから平均化された一つのクロソイドセグメントのパラメータを決定する点で相違する旨主張する。

本願発明の四つのパラメータについては、特許請求の範囲に「4つのパラメータによってクロソイドセグメントを記述し」、「このクロソイドセグメントのパラメータを一つのクロソイドセグメントとその次のクロソイドセグメントとの消費で両者の接線方向が一致するようにパラメータの値を決定する」という構成には、原告のいう「始点・終点の座標、始点・終点に対してもる接線方向が条件として与えられ、この両端の条件から一つのクロソイドセグメントのパラメータを決定すること」も含まれると解されるが、必ずしもこれに見たされるわけではなく、引用例に記載されるように(前記記載カ)、第2図に元グメントを記述する際、区切り点(中間点)において、前の区間と次の区間の各曲を表ので記述する際、区切り点(中間点)において、前の区間と次の区間の各曲を表したがって、原告の上記主張は、特許請求の範囲の記載ないものであり、採用できない。

なお、本願明細書には、実施例として、「与えられた点列からクロソイドパラメータを求める方法について説明する。上記図1において、始点 P_0 、終点 P_1 、始点における接線方向 p_0 、終点における接線方向 p_1 が与えられる」と記載されているが(甲2【 p_0 014】)、これは本願発明の一実施態様を記載したものにすぎないから、本願発明を上記態様のもののみに限定解釈することは許されない。

(5) 原告主張の相違点③について

さらに、原告は、引用例の第5図Aの②一③の接続点では接線方向を一致させていないことを挙げて、本願発明では、一つのクロソイドセグメントと次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で接線方向を一致させ、点列間を滑らかに補間しているのに対し、引用発明では、一つのクロソイドセグメントと次のクロソイドセグメントとの継ぎ目で接線方向が一致しない場合があり、これにより滑らかに連続していない点で相違する旨主張する。

しかしながら、引用例の第5図Aに示される数字 "3"の場合、クロソイドセグメント②と③の間を滑らかにしていないのは、数字 "3"は滑らかな曲線で表されない形状を持っている部分があることから、その部分を滑らかに補間していないものと考えるのが自然であって、本来滑らかに補間すべきところを、滑らかにしていないというものではない。したがって、そのような部分を引用発明の認定に際して考慮すべきではなく、原告の上記主張は採用できない。

(6) まとめ

・ したがって、本件審決がした本願発明と引用発明との一致点の認定に誤り はなく、相違点の看過をいう原告の主張はいずれも採用できない。

2 以上のとおり、原告主張の取消事由には理由がなく、他に本件審決を取り消 すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の本件請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文 のとおり判決する。 裁判長裁判官 佐藤久夫

裁判官 嶋 末 和 秀

裁判官 沖 中 康 人